「市民税･県民税の決定または変更通知書」の見本

市民税・県民税の決定または変更通知書

下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

①同一世帯の後期高齢者のうち、住民税の課税所得（課税標準額）が最大の方の課税所得（課税標準額）が１４５万円以上であれば３割、２８万円以下は１割になります。
②２８万円以上１４５万円未満の方については、「年金収入＋その他の合計所得金額」を確認します（年金以外に収入がなければ、年金収入額を確認します）。

納税義務者	
世帯番号	通知書番号
年金の種類	
支払者名称	
法人番号	

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	
納付方法	

決定（変更）理由	当初資料による課税

控対配		扶養				障害			本人該当事項							
有	配	老	特定	同居	老人	扶養親族	その他	同居	特別	その他	未成年	寡婦	寡夫	勤労	ひとり親	乗合不士
*																

区分	変更前の額 円	変更後の額 円
所得金額		
合計所得金額		
所得控除金額		
所得控除計		
総所得課税標準額		
分離課税標準額		

区分	変更前の額 円	変更後の額 円

市民税	算出課税の所得割額	
	税額控除額	
	所得割減免額	
	所得割額	
	均等割減免額	
	均等割額	
	計（100円未満切捨）	
年税額		
控除不足額		
納付額		
還付充当可能額		

※変更後の金額、すべての額の合計です。

総所得課税標準額	
分離課税標準額	

（普通徴収期割納付額）

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	納期限
納付合計	0	0	0	
第１期	0	0	0	
第２期	0	0	0	
第３期	0	0	0	
第４期	0	0	0	
随時１	0	0	0	
随時２	0	0	0	
随時３	0	0	0	
過新分				

（特別徴収）

公的年金等特別徴収	納付合計	0	0	0
	６月	0	0	0
	７月	0	0	0
	８月	0	0	0
	９月	0	0	0
	１０月	0	0	0
	１１月	0	0	0
	１２月	0	0	0
	１月	0	0	0
	２月	0	0	0
	３月	0	0	0
	４月	0	0	0
	５月	0	0	0